フェイスシート

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 小規模多機能型居宅介護介護予防小規模多機能型居宅介護 |

記入日：令和　年　　月　　日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

■このチェックシートは、管理者が記載してください。

|  |
| --- |
| 法人名 |
|  |
| 代表者職名・氏名 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| フリガナ |  |
| 事業所名 |  |
| 住所 | （〒２５２－　　　　） |
|  |
| 連絡先 | 電話 |  | FAX |  |
| メールアドレス |  |
| 開設年月日 | 元号　　年　　月　　日 |
| 指定年月日 | 元号　　年　　月　　日 |
| 管理者 |  |

**（介護予防）小規模多機能型居宅介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 根拠条文略称①法②則③条例④予防条例⑤規則⑥予防規則⑦指定規則 | 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚令第36号）座間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月25日条例第4号）座間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年3月25日条例第5号）座間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第31号）座間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第32号）座間市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則（令和5年5月19日規則第59号） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **法令遵守責任者はどなたですか** | 氏名： |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ | 個別サービスの質に関する事項 |
| 1 | 設備及び備品等 | 指定申請時（更新時含む）又は直近の変更届の平面図に合致していますか。 | 規則第81条予防規則第45条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 事業所の使用目的に沿って使われていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 2 | 内容及び手続の説明及び同意 | サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体系、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | 規則第103条（第7条準用）予防規則第62条（第9条準用） |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 2 | 内容及び手続の説明及び同意 | 利用申込者又はその家族からの申し出があった場合に文書の交付に代えて、あらかじめ当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を受け、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | 規則第103条（第7条準用）予防規則第62条（第9条準用） |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 心身の状況等の把握 | サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | 規則第82条予防規則第46条 |[ ] [ ] [ ]
| 4 | サービスの提供の記録 | サービスを提供した際には、提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 | 規則第103条（第18条準用）予防規則第62条（第19条準用） |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 4 | サービス提供の記録 | 送迎は適切に行われていますか。 | 規則第103条（第18条準用）予防規則第62条（第19条準用） |[ ] [ ] [ ]
| 5-1 | 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 | 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当かつ適切に行っていますか。 | 規則第87条予防規則第64条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービスの提供に当たって、懇切丁寧に利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明をし、同意を得ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 5-1 | 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 | 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態（登録定員のおおむね３分の１以下）が続いていませんか。 | 規則第87条予防規則第64条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 介護支援専門員等は、他の介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載したサービス計画を作成すると共に、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 5-1 | 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 | 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。 | 規則第87条予防規則第64条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 介護支援専門員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ得て介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 5-2 | 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針身体的拘束等の禁止 | サービスの提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていませんか。 | 規則第87条予防規則第50条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、家族等に確認をしていますか。また、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用を記録していますか。→身体拘束の事例（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 身体拘束等の適正化を図るため次のアからウの措置を講じていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ア　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | イ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ウ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 6 | 居宅サービス計画の作成 | 介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | 規則第88条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援の具体的取扱方針に沿って行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 7 | 小規模多機能型居宅介護計画の作成 | 管理者は、介護支援専門員に、登録者の小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | 規則第91条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 7 | 小規模多機能型居宅介護計画の作成 | 介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得るとともに、計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。 | 規則第91条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画作成後も、計画の実施状況や利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更をしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 8 | 介護等 | 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 | 規則第92条予防規則第65条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うよう努め、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるように配慮していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅱ | 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 |
| 1 | 従業者の員数 | 夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は、通いサービスの利用者数が３又はその端数を増すごとに１以上配置していますか。 | 規則第77条予防規則第41条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 訪問サービスについては、その提供に当たる従業者を１以上配置していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数１以上に加え、宿直を１以上配置していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 宿泊サービスの利用者がいない場合であっても、宿直又は夜勤従業者を配置していますか。※夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するための連絡体制がある場合は、配置しないことができる。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 従業者の員数については、前年度の利用者の数の平均値に対する配置基準ですが、平均値を算出して記録し、配置していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 1 | 従業者の員数 | 従業者のうち１以上の者は、常勤となっていますか。→常　勤（　　　）名→非常勤（　　　）名 | 規則第77条予防規則第41条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 従業者のうち１以上の者は、看護師又は准看護師となっていますか。→看護師（　　　）名→准看護師（　　　）名 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置していますか。（ただし、利用者の処遇に支障が無い場合は、他の職務等に従事することができる。） |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 介護支援専門員は小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 2 | 管理者 | 管理者は常勤専従職員を配置していますか。 | 規則第78条予防規則第42条 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 2 | 管理者 | 管理者が他の職務等を兼務している場合、業務に支障はないですか。→下記の事項について記載してください。・兼務の有無（　　　）・当該事業所の他の職務を兼務している場合は、その職種名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・他事業所と兼務している場合は、事業所名、職種名、兼務事業所における１週間あたりの勤務時間数事業所名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）職種名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）勤務時間（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 規則第78条予防規則第42条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験がありますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 2 | 管理者 | 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。※みなし措置次の要件すべてを満たしている者は、事業所の管理者として必要な研修を修了したものとみなされます。①平成１８年３月３１日までに「実践者研修」又は「基礎研修」を修了している者②平成１８年３月３１日に、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者。 | 規則第78条予防規則第42条 |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 受給資格等の確認 | サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめていますか。 | 規則第103条（第10条準用）予防規則第62条（第12条準用） |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4 | 利用料等の受領 | 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 | 規則第85条予防規則第49条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 次の⑴から⑹の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ⑴通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ⑵通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合の交通費 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ⑶食事の提供に要する費用 |  |[ ] [ ] [ ]
| 4 | 利用料等の受領 | ⑷宿泊に要する費用 | 規則第85条予防規則第49条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ⑸おむつ代 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ⑹サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 指定地域密着型サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払いをした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（則第65条の5）で定めるところにより、領収証を交付していますか。 | 法第42条の2（法第41条準用） |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4 | 利用料等の受領 | 領収証に、地域密着型サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | 則第65条の5（則第65条準用）介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る医療費控除の取扱いに係る留意点について（平成12年11月16日老振発第73号） |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 医療費控除の記載は適切ですか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 5 | 緊急時等の対応 | 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | 規則第94条予防規則第53条 |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 6 | 運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めていますか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員⑤サービスの内容及び利用料その他の費用の額⑥通常事業の実施地域⑦サービス利用に当たっての留意事項⑧緊急時等における対応方法⑨非常災害対策⑩虐待の防止のための措置に関する事項⑪その他運営に関する重要事項 | 規則第95条予防規則第54条 |[ ] [ ] [ ]
| 7 | 勤務体制の確保等 | 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めていますか。 | 規則第103条（第56条の12準用）予防規則第62条（第26条準用） |[ ] [ ] [ ]
| 7 | 勤務体制の確保等 | サービスは事業所の従業者によって提供されていますか。 | 規則第103条（第56条の12準用）予防規則第62条（第26条準用） |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか |  |[ ] [ ] [ ]
| 8 | 定員の遵守 | 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。（通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないとされています。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。） | 規則第96条予防規則第55条 |  |  |  |
| 9 | 業務継続計画の策定等 | 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じていますか。 | 規則第103条（第30条の2準用）予防規則第62条（第26条の2準用） |  |  |  |
|  |  | 従業者に対して、計画の周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施していますか。 |  |  |  |  |
|  |  | 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。 |  |  |  |  |
| 10 | 非常災害対策 | 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知すると共に、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | 規則第97条予防規則第56条 |  |  |  |
|  |  | 訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるように努めるとともに、市消防との連携に努め、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めていますか。 |  |  |  |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 12 | 衛生管理等 | 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | 規則第103条（第56条の15準用）予防規則第62条（第29条準用） |  |  |  |
| 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。※特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途国の通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じていること。 |  |  |  |
| 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知をしていますか。 |  |  |  |
| 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 |  |  |  |
| 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施していますか。 |  |  |  |
| 13 | 秘密保持等 | 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | 規則第103条（第33条準用）予防規則第62条（第31条準用） |  |  |  |
| 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置は講じていますか。 |  |  |  |
| サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 |  |  |  |
| 14 | 広告 | 広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | 規則第103条（第34条準用）予防規則第62条（第32条準用） |  |  |  |
| 15 | 苦情処理 | ⑴提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | 規則第103条（第36条準用）予防規則第62条（第34条準用） |  |  |  |
| 15 | 苦情処理 | ⑵「⑴の苦情」を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | 規則第103条（第36条準用）予防規則第62条（第34条準用） |  |  |  |
| ⑶提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 |  |  |  |
| ⑷市からの求めがあった場合には、⑶の改善の内容を市に報告していますか。 |  |  |  |
| ⑸提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 |  |  |  |
| ⑹事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑸の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 |  |  |  |
| 16 | 地域との連携等 | サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。 | 規則第103条（第56条の16準用）予防規則第62条（第37条準用） |  |  |  |
| 運営推進会議をおおむね２月に１回以上開催し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けていますか。 |  |  |  |
| 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。 |  |  |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 16 | 地域との連携等 | １年に１回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行っていますか。 | 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（平成18年10月17日老計発第1017001号） |  |  |  |
| 運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者及びその家族に対して手渡し若しくは送付するとともに、「介護サービスの情報公開制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表していますか。→　公表方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| 17 | 事故発生時の対応 | 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | 規則第103条（第38条準用）予防規則第62条（第35条準用） |  |  |  |
| 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 |  |  |  |
| 17 | 事故発生時の対応 | 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | 規則第103条（第38条準用）予防規則第62条（第35条準用） |  |  |  |
| 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生防止を防ぐための対策を講じていますか。 |  |  |  |
| 18 | 虐待の防止 | ⑴虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | 規則第103条（第38条の2準用）予防規則第62条（第35条の2準用） |  |  |  |
| ⑵虐待の防止のための指針を整備していますか。 |  |  |  |
| ⑶従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施していますか。 |  |  |  |
| ⑴～⑶の措置を適切に実施するための担当者は置いていますか。 |  |  |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅲ | その他 |
| 1 | 提供拒否の禁止 | 正当な理由なく指定小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいませんか。 | 規則第103条（第8条準用）予防規則第62条（第10条準用） |[ ] [ ] [ ]
| 2 | サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | 規則第103条（第9条準用）予防規則第62条（第11条準用） |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 要介護認定の申請に係る援助 | 要介護認定を受けていない利用申込者については、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要介護認定申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 規則第103条（第11条準用）予防規則第62条（第13条準用） |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前に話されるよう、必要な援助を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4 | 居宅サービス事業者等との連携 | 居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | 規則第83条予防規則第47条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る指定居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 5 | 身分を証する書類の携行 | 訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | 規則第84条予防規則第48条 |[ ] [ ] [ ]
| 6 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、利用者が保険給付の請求を容易に行えるように、利用料の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を利用者に対して交付していますか。又は、交付できるように整備していますか。 | 規則第103条（第20条準用）予防規則第62条（第21条準用） |[ ] [ ] [ ]
| 7 | 法定代理受領サービスに係る報告 | 利用者である被保険者に代わって保険給付を受ける方法(代理受領)によって提供されるサービスについて、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅介護サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。（毎月、請求事務を国保連に対し行っていますか。） | 規則第89条予防規則第51条 |[ ] [ ] [ ]
| 8 | 利用者に対する居宅サービス計画等書類の交付 | 登録者が他の指定校規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申し出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | 規則第90条予防規則第52条 |[ ] [ ] [ ]
| 9 | 社会生活上の便宜の提供等 | 利用者の外出機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。 | 規則第93条予防規則第66条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するようにしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 10 | 利用者に関する市町村への通知 | 居宅介護支援を受けている利用者が、次の１から２のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付して市町村へ通知していますか。 | 規則第103条（第26条準用）予防規則第61条（第22条準用） |[ ] [ ] [ ]
|  |  | １　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ２　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 11 | 管理者の責務 | 管理者は、従業者の管理及び利用者の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | 規則第103条（第56条の10準用）予防規則第62条（第24条準用） |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 管理者は、従業者に法令を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 12 | 協力利用期間等 | 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変などに備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 | 規則第98条予防規則第57条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | あらかじめ、協力歯科医療機関を定めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携及び支援の体制を整えていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 13 | 掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。又は、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることができるようにしていますか。 | 規則第103条（第32条準用）予防規則第62条（第30条準用） |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 14 | 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者並びにその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | 規則第103条（第35条準用）予防規則第62条（第33条準用） |[ ] [ ] [ ]
| 15 | 調査への協力 | 提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切なサービス提供が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って櫃世な改善を行っていますか。 | 規則第99条予防規則第58条 |[ ] [ ] [ ]
| 16 | 居住機能を担う併設施設への入居 | 可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等への入所などを希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所が行えるよう、必要な措置を講じていますか。 | 規則第101条予防規則第60条 |[ ] [ ] [ ]
| 17 | 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 | 事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催していますか。 | 規則第101条の2予防規則第60条の2 |[ ] [ ] [ ]
| 18 | 会計の区分 | 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | 規則第103条（第39条準用）予防規則第62条（第36条準用） |[ ] [ ] [ ]
| 19 | 記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 規則第102条予防規則第61条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 利用者に対するサービスの提供に関する次の一から八の記録を整備し、その完結の日（個々の利用者につき、契約終了(契約の解約、解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日）から５年間保存していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 一　居宅サービス計画 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 二　小規模多機能型居宅介護計画 |  |[ ] [ ] [ ]
| 19 | 記録の整備 | 三　提供した具体的なサービスの内容等の記録 | 規則第102条予防規則第61条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 四　身体拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 五　市町村への通知に係る記録 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 六　苦情の内容等の記録 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 七　事故状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 八　運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録 |  |[ ] [ ] [ ]

**604(702)　（介護予防）小規模多機能型居宅介護費**

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 登録者定員超過 | 当該事業所の利用定員を上回る利用者を利用させている。 |[ ]  該当 |
| 人員基準欠如 | 当該事業所の看護師又は准看護師及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている。 |[ ]  該当 |
|  | 人員基準上必要な員数から１割を超えて減少している。 |[ ]  該当 |
|  | 人員基準上必要な員数から１割の範囲内で減少している。 |[ ]  該当 |
| 短期利用居宅介護費 | 利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が必要と認め、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者に対するサービス提供に支障がないと認めた場合。 |[ ]  該当 |
|  | 利用の開始に当たって、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | 従業員の員数の基準を満たしている。 |[ ]  該当 |
|  | サービス提供が過小である場合の減算を算定していない。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 身体拘束廃止未実施減算 | 身体拘束等を行う場合の記録を行っていない。 |[ ]  該当 |
|  | 身体拘束等適正化委員会を３月に１回以上開催していない。 |[ ]  該当 |
|  | 身体拘束等適正化のための指針の整備又は定期的な研修を行っていない。 |[ ]  該当 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 規則第103条（第38条の2準用）予防規則第62条（第35条の2準用）に規定する措置を講じていない場合 |[ ]  該当 |
| 業務継続計画未策定減算 | 規則第103条（第30条の2準用）予防規則第62条（第26条の2準用）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合 |[ ]  該当 |
| サービス提供が過小である場合の減算 | 通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの提供回数について、登録者一人あたりの平均回数が、週４回に満たない場合 |[ ]  該当 |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供 |[ ]  該当 |
| 初期加算 | 登録した日から起算して30日以内（30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場合も、同様とする。） |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 認知症加算（Ⅰ） | 次の⑴から⑸のいずれにも適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下、「対象者」）の数が２０人未満である場合にあっては１以上、対象者の数が２０人以上である場合にあっては、１に対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。※対象者は、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者を指す。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑶認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑷当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑸認知症加算（Ⅱ）、認知症加算（Ⅲ）を算定していない。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 認知症加算（Ⅱ） | 次の⑴及び⑶のいずれにも適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下、「対象者」）の数が２０人未満である場合にあっては１以上、対象者の数が２０人以上である場合にあっては、１に対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。※対象者は、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者を指す。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑶認知症加算（Ⅰ）、認知症加算（Ⅲ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 認知症加算（Ⅲ） | 次の⑴及び⑵のいずれにも適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下、「対象者」）に対してサービス提供を実施している。※対象者は、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者を指す。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵認知症加算（Ⅰ）、認知症加算（Ⅱ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 認知症加算（Ⅳ） | 要介護状態区分が要介護２である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅡに該当する者）に対してサービス提供を実施している。 |[ ]  該当 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）が必要であると医師が判断し、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始している。 |[ ]  該当 |
|  | 短期利用（短期利用居宅介護費）の開始にあたり、介護支援専門員、受入事業所の職員と連携し、利用者又は家族との同意から同意を得ている。 |[ ]  該当 |
|  | 次のアからウに掲げる者が、直接、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始していない。 |[ ]  該当 |
|  | ア　病院又は診療所に入院中の者 |[ ]  該当 |
|  | イ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 |[ ]  該当 |
|  | ウ　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護の利用中の者 |[ ]  該当 |
|  | 判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、事業所は判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録している。 |[ ]  該当 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 利用開始日から起算して７日以内。 |[ ]  該当 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | 担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供を行っている。 |[ ]  該当 |
| 看護職員配置加算(Ⅰ) | 常勤専従の看護師を１名以上配置している。 |[ ]  該当 |
|  | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。 |[ ]  該当 |
|  | 看護職員配置加算（Ⅱ）・（Ⅲ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 看護職員配置加算(Ⅱ) | 常勤専従の准看護師を１名以上配置している。 |[ ]  該当 |
|  | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。 |[ ]  該当 |
|  | 看護職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅲ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 看護職員配置加算(Ⅲ) | 看護職員を常勤換算方法で１名以上配置している。 |[ ]  該当 |
|  | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。 |[ ]  該当 |
|  | 看護職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 看取り連携体制加算 | 看護師により24時間連絡できる体制を確保している。 |[ ]  該当 |
|  | 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、対応方針の内容を説明し同意を得ている。 |[ ]  該当 |
|  | 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者である。 |[ ]  該当 |
|  | 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービス提供を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）である。 |[ ]  該当 |
|  | 登録者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ている。 |[ ]  該当 |
| 看取り連携体制加算 | 事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ている。 |[ ]  該当 |
|  | 利用者等に対する随時の説明に係る同意を口頭で得た場合には、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載している。 |[ ]  該当 |
|  | 利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれない場合、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、利用者の状態や家族に対する連絡状況を記載している。 |[ ]  該当 |
|  | 死亡日を含めて前30日間が上限 |[ ]  該当 |
| 訪問体制強化加算 | 訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を２名以上配置している。 |[ ]  該当 |
|  | 事業所における延べ訪問回数１月当たり200回以上である。※事業所と同一の建物に集合住宅を併設する場合は、登録者の総数のうち、同一建物に居住する者以外の者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、同一建物に居住する者以外の者に対する延べ訪問回数が１月あたり200回以上であること。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） | 次の⑴から⑸のいずれにも適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴利用者の身心の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑶日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑷必要に応じて多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。※生活全般を支援するサービスとは、介護給付費等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付費等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。 |[ ]  該当 |
|  | ⑸次の㈠から㈣のいずれかの適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ㈠地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。 |[ ]  該当 |
| 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） | ㈡障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点になっている。 |[ ]  該当 |
|  | ㈢地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ㈣市町村が実施する法第115条の45第1項第二号に掲げる事業や同条第2項第四号に掲げる事業等に参加している。 |[ ]  該当 |
|  | 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） | 次の⑴及び⑵のいずれにも適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴利用者の身心の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している。 |[ ]  該当 |
|  | 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）を算定していない。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成している。 |[ ]  該当 |
|  | 当該計画に基づくサービス提供を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | 初回のサービス提供が行われた日の属する月に当該加算を算定している。 |[ ]  該当 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成している。 |[ ]  該当 |
|  | 当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該計画に基づくサービス提供を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | 初回のサービス提供が行われた日の属する月以降３月の間に当該加算を算定している。 |[ ]  該当 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | 次の⑴及び⑵のいずれにも適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の「口腔の健康状態」について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している。※情報について、当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の「栄養状態」について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している。※情報について、当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。 |[ ]  該当 |
|  | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。 |[ ]  該当 |
| 科学的介護推進体制加算 | 次の⑴及び⑵のいずれにも適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の身心の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵必要に応じて計画を見直す等、サービス提供に当たって、⑴に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。 |[ ]  該当 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） | 次の⑴から⑸のいずれにも適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の㈠から㈣に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。 |[ ]  該当 |
|  | ㈠介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 |[ ]  該当 |
|  | ㈡職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 |[ ]  該当 |
|  | ㈢介護機器の定期的な点検 |[ ]  該当 |
|  | ㈣業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 |[ ]  該当 |
|  | ⑵「⑴の取組」及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある。 |[ ]  該当 |
|  | ⑶介護機器を複数種類活用している。 |[ ]  該当 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） | ⑷「⑴の委員会」において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑸事業年度ごとに⑴、⑶及び⑷の取組に関する実績を厚生労働省に報告している。 |[ ]  該当 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | 次の⑴から⑶のいずれにも適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の㈠から㈣に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。 |[ ]  該当 |
|  | ㈠介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 |[ ]  該当 |
|  | ㈡職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 |[ ]  該当 |
|  | ㈢介護機器の定期的な点検 |[ ]  該当 |
|  | ㈣業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 |[ ]  該当 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | ⑵介護機器を活用している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑶事業年度ごとに⑴及び⑵の取組に関する実績を厚生労働省に報告している。 |[ ]  該当 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 次⑴から⑸のいずれにも適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している。※研修は、外部における研修を含む。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術的指導を目的とした会議を定期的に開催している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑶次の㈠又は㈡のいずれかに適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ㈠当該事業所の従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上である。※従業者について、看護師又は准看護師を除く。 |[ ]  該当 |
|  | ㈡当該事業所の従業者の総数のうち、勤続年数が１０年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である。※従業者について、看護師又は准看護師を除く。 |[ ]  該当 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | ⑷定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。 |[ ]  該当 |
|  | ⑸サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 次の⑴から⑸のいずれにも適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している。※研修は、外部における研修を含む。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術的指導を目的とした会議を定期的に開催している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑶当該事業所の従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である。※従業者について、看護師又は准看護師を除く。 |[ ]  該当 |
|  | ⑷定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。 |[ ]  該当 |
|  | ⑸サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 次⑴から⑸のいずれにも適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している。※研修は、外部における研修を含む。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術的指導を目的とした会議を定期的に開催している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑶次の㈠から㈢のいずれかに適合している。 |[ ]  該当 |
|  | ㈠当該事業所の従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上である。※従業者について、看護師又は准看護師を除く。 |[ ]  該当 |
|  | ㈡当該事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上である。 |[ ]  該当 |
|  | ㈢当該事業所の従業者の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上である。 |[ ]  該当 |
|  | ⑷定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。 |[ ]  該当 |
|  | ⑸サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（８）までに掲げる、全ての要件を満たしている。※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |[ ]  該当 |
|  | （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （３）次の①から③までを全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （４）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （５）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えありません。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。 |[ ]  該当 |
|  | 　ア　「経験に応じて昇給する仕組み」勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みである。 |[ ]  該当 |
|  | 　イ　「資格等に応じて昇給する仕組み」介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図れる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |
|  | 　ウ　「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | ②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により②の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （６）経験技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額４４０万円以上である。（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額４４０万円以上である者を除く。）ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。・　小規模事業所等で、職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合。・　職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額４４０万円まで賃金を引き上げることが困難な場合・　年額４４０万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積に一定期間を要する場合。 |[ ]  該当 |
|  | （７）一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的にはサービス提供体制強化加算の各区分の届出を行っている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （８）①から③の要件を全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えありません。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |[ ]  該当 |
|  | ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに２以上の取組を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、３以上の取組みを実施している。※「厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている」及び「現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している」ことは必須。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |[ ]  該当 |
|  | ③　職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表している。 |[ ]  該当 |
|  | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 実績報告書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |[ ]  該当 |
|  | 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |[ ]  該当 |
|  | 労働保険料の納付が適正に行われている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（７）までに掲げる、全ての要件を満たしている。※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |[ ]  該当 |
|  | （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （３）次の①から③までを全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （４）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （５）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。 |[ ]  該当 |
|  | 　ア　「経験に応じて昇給する仕組み」勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みである。 |[ ]  該当 |
|  | 　イ　「資格等に応じて昇給する仕組み」介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図れる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |
|  | 　ウ　「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | ②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により②の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （６）経験技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額４４０万円以上である。（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額４４０万円以上である者を除く。）ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。・　小規模事業所等で、職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合。・　職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額４４０万円まで賃金を引き上げることが困難な場合・　年額４４０万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積に一定期間を要する場合。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （７）①から③の要件を全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |[ ]  該当 |
|  | ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに２以上の取組を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、３以上の取組みを実施している。※「厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている」及び「現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している」ことは必須。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |[ ]  該当 |
|  | ③　職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表している。 |[ ]  該当 |
|  | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 実績報告書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |[ ]  該当 |
|  | 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |[ ]  該当 |
|  | 労働保険料の納付が適正に行われている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（６）までに掲げる、全ての要件を満たしている。※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |[ ]  該当 |
|  | （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |[ ]  該当 |
|  | （３）次の①から③までを全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |[ ]  該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （４）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | （５）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。 |[ ]  該当 |
|  | 　ア　「経験に応じて昇給する仕組み」勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みである。 |[ ]  該当 |
|  | 　イ　「資格等に応じて昇給する仕組み」介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図れる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |
|  | 　ウ　「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | ②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により②の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （６）①から②の要件を全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |[ ]  該当 |
|  | ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに１以上の取組を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、２以上の取組みを実施している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |[ ]  該当 |
|  | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 実績報告書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |[ ]  該当 |
|  | 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |[ ]  該当 |
|  | 労働保険料の納付が適正に行われている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（６）までに掲げる、全ての要件を満たしている。※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |[ ]  該当 |
|  | （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |[ ]  該当 |
|  | （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |[ ]  該当 |
|  | （３）次の①から③までを全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |[ ]  該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | （４）次の①及び②を満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |[ ]  該当 |
|  | ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | （５）①から②の要件を全て満たしている。※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |[ ]  該当 |
|  | ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに１以上の取組を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、２以上の取組みを実施している。 |[ ]  該当 |
|  | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 実績報告書等を作成・提出している。 |[ ]  該当 |
|  | 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |[ ]  該当 |
|  | 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |[ ]  該当 |
|  | 労働保険料の納付が適正に行われている。 |[ ]  該当 |